

東京未来大学インスティテューショナルリサーチセンター規程

平成27年4月1日 制定

規程第105号

(趣旨)

第1条 この規程は、東京未来大学組織規程第17条第2項に基づき、東京未来大学インスティテューショナルリサーチセンター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、東京未来大学（以下「本学」という。）における教育理念を実現するために必要な調査、分析及び考察を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、学長の諮問に応じて、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 大学運営にとって重要な方針を立てるために必要な情報の提供
- (2) 本学が有する学内情報の収集並びに当該情報に関するデータベースの整備
- (3) データベースを利用した分析及び考察
- (4) 高等教育政策の情報収集及び提供
- (5) 高等教育に関わる社会情勢の情報収集及び提供

(構成)

第4条 センターは、次の各号の者をもって構成する。

- (1) センター長
 - (2) 専任教員の中から学長が指名する者若干名
 - (3) 学長が指名する者
- 2 前項第2号及び第3号に掲げる者の任期は2年とし、再任を妨げない。

(センター長)

第5条 センター長は、学長が指名する。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第6条 センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、東京未来大学インスティテューショナルリサーチセンター管理運営委員会（以下「委員会」という。）をおく。

- 2 委員会は、センター構成員のほか、センター長が必要と認めた者をもって構成する。
- 3 前項の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

(委員長等)

第7条 委員長は、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長から指名された者がその職務を代行する。

(会議)

第8条 委員会は委員の三分の二以上の出席をもって成立する。

2 議決は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。なお、定足数には委任状も含むものとする。

3 委員長が必要と認めた場合には、第6条第2項に定める構成員以外の者を出席させることができる。

(審議事項)

第9条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) センターの管理運営の基本方針に関する事項

(2) センターの業務計画の基本方針に関する事項

(3) センターを運用するにあたって必要となる教育組織との連携に関する事項

(4) センターの構成員に関する事項

(5) その他センター長が必要と認めた事項

(事務)

第10条 委員会の事務は、エンロールメント・マネジメント局において行う。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、全学教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月24日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。